



## 「緊急就労支援事業」を実施します。

長野県社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付などで市町村社会福祉協議会にご相談いただいている失業中の方等を対象に、「生活就労支援センター（まいさぼ）」及び「長野県福祉人材センター」において6月1日から新たな就労支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により失業等が広がるなか、社会福祉協議会では生活福祉資金の貸付を通して、3月25日以降3,500人を超える相談者を支援してきました。今後、事態の長期化が想定される中で、さらに就労支援の強化が必要となります。

これまで「まいさぼ」では、長野県社会福祉法人経営者協議会が実施する「信州あんしんセーフティネット事業」の就職応援給付金付職場体験事業（通称「プチバイト事業」）にて、地域の事業所の協力を促し、相談者一人ひとりにオーダーメイドによる非雇用型の就労支援も実施してきており、これまで培ったノウハウを活かすとともに、この度、さらなる協力団体が加わることにより、緊急的に雇用型の就労支援として相談者に多様な選択肢を提供することを目指します。

- 1 実施主体 長野県社会福祉協議会
- 2 協力団体 長野県、市町村、市町村社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県災害時支援ネットワーク幹事団体（長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県共同募金会、日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会、長野県長寿社会開発センター）、長野県農業協同組合中央会、長野県みらい基金
- 3 支援対象者 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等で、生活就労支援センターまいさぼ又は長野県福祉人材センターにおいて本事業への支援登録を行った者
- 4 助成金 3の支援対象者を時給900円以上かつ2か月以上の期間で雇用した事業所に対して、雇用開始日から2か月までを助成対象期間とし、この期間内の賃金の2/3を助成する。（上限192,000円）
- 5 就労の例示
  - 会社の業績が悪化し解雇となった相談者の異分野（福祉、農業、運送業等）への挑戦。
  - 飲食店を経営しているが再開の目途が立たない相談者に2か月以上の就労先の紹介など。

### 6 参 考

事業名	実施主体	区 分	対象者	助成等概要	実績
プチバイト事業	県社会福祉法人経営者協議会	非雇用型	・まいさぼ相談者	・体験者に就職活動応援給付金 ・上限 20,000円	H27年度から実施 累計289件、約360万円、登録事業所数245
（新）緊急就労支援事業	長野県社会福祉協議会	雇用型 （形態は不問）	・まいさぼ相談者 ・福祉人材センター相談者	・事業所に助成 ・雇用開始日から2か月までを対象期間とし、この期間内の賃金の2/3（上限192,000円）	

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

（〒380-0928）長野市若里7-1-7 総務企画部 企画グループ

電話 026-228-4244

相談事業部 あんしん創造グループ

電話 026-226-2035